鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）
整備運営事業

事　業　契　約　書　（案）

【　修　正　版　】

平成 23 年 4 月 5 日

【平成 23 年 7 月 12 日修正】

鶴　ヶ　島　市

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業

事　業　契　約　書（案）

１　事　業　名　　鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業

２　事 業 場 所　　鶴ヶ島市

３　契 約 期 間　　自　鶴ヶ島市議会における本契約議決の日
至　平成４０年３月３１日

４　契 約 金 額　　金●●●●●●●円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金●●●円）
（ただし、鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。）

５　契約保証金　　約款に記載のとおり

上記の鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、鶴ヶ島市財務規則（平成４年規則第８号）及び約款の定めるところに従い、上記のとおり公正に契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号。以下「ＰＦＩ法」という。）の規定により鶴ヶ島市議会の議決を経るまでは仮契約として取扱いその効力がないものとし、鶴ヶ島市議会の議決を得てはじめて効力を生じるものとする。

なお、鶴ヶ島市議会の議決を得られなかった場合は、仮契約は将来にわたってその効力を生じないものとし、この契約が無効になった場合においても発注者は損害賠償の責を負わない。

また、この契約の締結及びその履行に際し、発注者は、本事業がＰＦＩ法に基づき民間事業者によって実施されることを、受注者は、本事業が公共サービスを提供するために行う事業であり、かつ、公共施設の整備事業として高い公共性を有することを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成●●年●●月●●日

発注者

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1
鶴ヶ島市
鶴ヶ島市長　藤縄　善朗　　　　　　　印

受注者

所在地
商号又は名称
代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業

事　業　契　約　約　款

目　　次

（用語の定義）

第１条　本契約において、使用する用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　「維持管理・運営期間」とは、本契約に基づき受注者が維持管理・運営業務を行なう期間であり、開業準備期間終了日の翌日から事業期間満了日までをいう。

（２）　「維持管理・運営業務」とは、本施設に関する維持管理業務及び運営業務を総称して、又は個別にいう。なお、当該業務の詳細は本契約、入札説明書等及び提案書により規定されるとおりとする。

（３）　「開業準備業務」とは、本施設の業務の実施準備その他本施設の稼働を準備することの関連業務をいう。なお、当該業務の詳細は本契約、入札説明書等及び提案書により規定されるとおりとする。

（４）　「引渡日」とは、第３４条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日をいう。

（５）　「引渡予定日」とは、受注者が、発注者に対して完成した本施設の引渡しをするべき日であり、具体的には、平成２５年８月３１日（発注者の承諾により建設期間が変更され、本施設の発注者への引渡しの日付が変更になった場合は、変更後の当該日付）をいう。

（６）　「建設期間」とは、工事開始日から開業準備業務開始の前日までの期間をいう。

（７）　「工事開始日」とは、第１９条により受注者が発注者に提出する工事着工時の提出書類において指定された本件工事を開始する日をいう。

（８）　「サービス対価」とは、本契約に基づく受注者からのサービスの提供に対し、発注者が支払う対価をいう。

（９）　「事業期間」とは、本契約日を開始日とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は平成４０年３月３１日のいずれか早い方を終了日とする期間をいう。

(10)　「事業年度」とは、各暦年の４月１日から翌年３月３１日までの１年間をいう。ただし、初年度は、本契約について PFI 法第９条の規定に基づき、鶴ヶ島市議会の議決が得られた日から最初に到来する３月３１日までの期間をいう。

(11)　「施設整備業務」とは、本施設に関する調査、設計及び建設等の業務をいう。なお、当該業務の詳細は本契約及び関係図書により規定されるとおりとする。

(12)　「施設整備費」とは、別紙９で定義される施設整備費をいう。

(13)　「委託料」とは、別紙９で定義される委託料をいう。

(14)　「完成図書」とは、別紙５の定めるところに従って発注者に提出された書類及び図面（その後の修正を含む）をいう。

(15)　「竣工図書」とは、本件工事の完成時に受注者が作成する別紙７に記載する図書をいう。

(16)　「消費税相当額」とは、消費税（消費税法（昭和６３年法律１０８号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２章第３節に定める税をいう。）相当額をいう。

(17)　「設計図書」とは、本契約及び関係図書に基づき、受注者が作成した別紙３記載の図

書その他の本施設についての設計に関する図書（第１７条に基づく設計図書の変更部分を含む。）をいう。

(18)　「要求水準書」とは、入札説明書の付属書類の一部であり、本事業の実施について、発注者が受注者に要求する業務の水準を示す図書をいう。

(19)　「提案書」とは、落札者が本事業の入札手続において発注者に提出した提案書その他本契約締結までに提出した一切の書類を総称していう。

(20)　「関係図書」とは、入札説明書、要求水準書及びこれらに対する質問回答書並びに提案書を総称していう。

(21)　「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、テロ、流行性疾患、病害虫、第三者の行為その他の自然的又は人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの又は通常の予見可能な範囲内であっても回避可能性がないもので、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更は、不可抗力に含まれないものとする。

(22)　「法令」とは、条約、法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、行政機関が定める審査基準、処分基準、又は行政指導指針その他の規程、判断、措置等をいう。

(23)　「入札説明書等」とは、本事業に関して公表された入札説明書本編（付属資料を含む。）及び付属書類（要求水準書、落札者決定基準、様式集）をいう。

(24)　「本件工事」とは、本事業に関し設計図書に従った、本施設の建設工事その他の本施設の整備業務をいう。

(25)　「本施設」とは、本契約に基づき受注者が建設する鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称)、受注者が調達し設置する調理設備及び受注者が調達する食器・食缶、調理機器、備品等を総称していう。

(26)　「事業用地」とは、本件工事が実施される土地をいい、その詳細は別紙２に記載される。

(27)　「落札者」とは、本事業の入札説明書に記載された諸条件に基づき、本事業を実施する権利及び地位を落札した者であり、かつ、受注者としての構成員となっている者を総称して、又は文脈に応じて個別にいう。

(28)　「関係者協議会」とは、本施設の設計、建設、維持管理及び運営に関する事項について、発注者及び受注者が協議するために本契約に基づき設置する会議をいう。

（総則）

第２条　本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

２　発注者及び受注者は、本契約に基づき、関係図書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

３　受注者は、第５条の業務を第３条の事業日程に従って行うものとし、発注者は、本契約に定めるところによりサービス対価を支払うものとする。

4　本契約に定める請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、書面により行なわなければならない。

5　本契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

6　本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7　本契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、関係図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

8　本契約及び関係図書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

9　本契約及び関係図書は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　本契約に係る訴訟については、さいたま地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

（事業日程）

第３条　本事業は、別紙１として添付する事業日程に従って実施するものとする。

（本事業の場所）

第４条　本件工事が実施される土地の場所は、別紙２に添付する埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸７９番地２及び同字沼北１７６番地２の土地とする。

（本事業の概要）

第５条　本事業は、次の各号所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとし、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、受注者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。

（１）　施設整備業務
- ・事前調査等業務
- ・設計業務
- ・建設業務・工事監理業務
- ・調理設備調達・設置業務
- ・調理備品・事務備品調達業務
- ・食器・食缶等調達業務
- ・事業用地内の既存施設の解体撤去等業務

（２）　開業準備業務

（３）　維持管理業務
- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・調理設備保守管理業務
- ・外構・植栽維持管理業務
- ・清掃業務

・警備業務

・調理備品・事務備品の保守管理・更新業務

・食器・食缶等保守管理・更新業務

・配送車両調達・維持管理・更新業務

（４）　運営業務

・調理等業務

・衛生管理業務

・洗浄・残滓等処理業務

・給食配送・配膳・回収業務

２　本施設の名称は、発注者が定める権利を有するものとする。

（規定の適用関係）

第６条　受注者は、法令のほか、本契約及び関係図書に従って本事業を実施するものとし、本契約、入札説明書等及び提案書の内容に矛盾がある場合には、本契約、入札説明書等及び提案書の順に優先して適用するものとする。

２　提案書と要求水準書の内容に齟齬がある場合には、提案書に規定されたサービスの水準が要求水準書に記載されたサービスの水準を上回る場合に限り、提案書が優先して適用されるものとする。

３　提案書と受注者が作成し発注者に提出した本施設の設計図書の内容では、設計図書が優先して適用されるものとする。

（契約の保証）

第７条　受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げている保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）　本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（４）　本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、施設整備に係るサービス対価相当額の１００分の１０以上としなければならない。

３　第１項の規定により受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に変わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　前二項の定める契約保証金の算出の基準とされた施設整備に係るサービス対価相当額の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設整備に係るサービス対価相当額の１００分の１０に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。この場合において、不足が生ずるときは、受注者は、直ちに、その不足額を納付するものとする。

５　第３項の規定により契約保証金の納付の免除を受けようとする場合は、発注者を被保険者としたときは直ちにその保証証券を発注者に提出し、受注者等を被保険者としたときは受注者等の負担により、その保険金請求権に本契約に定める違約金支払債権その他のこの契約に基づく発注者の受注者に対する一切の金銭債権を被担保債権とする第一順位の質権を発注者のために設定したうえで、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出するものとする。

６　受注者は、引渡日以後において、発注者に対し、契約保証金の返還を請求することができる。

７　前項の規定にかかわらず、発注者は、契約保証金の全部又は一部の返還を、第３５条に定める瑕疵担保責任の除斥期間が満了するまで留保することができる。

８　契約保証金は、その受入期間について利息を付さない。

（権利義務の処分等）

第８条　受注者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

（１）　本契約上の権利又は義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。

（２）　株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。

（３）　持株会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行うこと。

（資金調達）

第９条　受注者は、その責任及び費用負担において、本事業の実施に必要な資金調達を行うものとする。

２　発注者は、受注者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として金融機関等から融資を受け、又は受注者の株式若しくはサービス対価請求権その他の本契約に基づき受注者が発注者に対して有する債権に担保権を設定する場合においては、受注者に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求めることができる。

（許認可等の手続）

第１０条　受注者は、その責任及び費用負担において、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。

２　発注者は、第１項に定める受注者が行うべき手続について受注者から協力を要請されたと

きは、必要に応じて、協力するものとする。

3　受注者は、発注者が行うべき手続について発注者から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

（事業用地の管理）

第１１条　発注者は、事業用地を平成●●年●●月●●日までに現状有姿で受注者に引き渡さなければならない。

2　受注者は、引き渡された事業用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　受注者は、前二項の引き渡しの日から本施設を発注者に引き渡しをする日まで、本事業の実施のために必要な目的の範囲内で事業用地を無償で使用することができことするが、第三者に対し、この事業用地の使用権を譲渡し、又は転貸並びに担保権の設定その他の処分行為を行ってはならない。

4　事業用地は、第３４条の定めに従ってなされる本施設の引渡しと同時に、受注者から発注者に対して返還されたものとみなす。

5　前二項の期間中において、受注者に帰すべき事由によらず事業用地の埋蔵物又は地盤沈下（入札書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、発注者が当該損害、損失及び費用を負担するものとする。

（事前の調査）

第１２条　受注者は、その責任及び費用負担において、事業用地における測量、地質調査その他の要求水準書で定める事前調査を実施しなければならない。

2　受注者は、前項の調査を行う場合においては、調査の概要を、あらかじめ、発注者に通知しなければならない。

3　受注者の事前調査の誤り又はかい怠に起因して発注者又は受注者に生じた損害、損失又は費用は、受注者がこれを負担するものとする。

4　受注者の事前調査に誤り又はかい怠がないにもかかわらず、本事業を実施するに当たり受注者に追加的な費用が発生する場合で、当該費用の発生の原因が入札書類及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において発注者がこれを負担するものとする。

（条件変更等）

第１３条　受注者は、本事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

（1）　入札説明書、要求水準書及びこられに対する質問回答書が一致しないこと。

（2）　要求水準書の誤謬があること。

（3）　事業用地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、入札説明書等に示

された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。

（４）　入札説明書等で明示されていない事業用地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。

２　発注者は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

（要求水準書の変更）

第１４条　発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を受注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

２　受注者は、前項又は前条第２項の通知を受けたときは、14 日以内に、発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行わなければならない。

（１）　要求水準書の変更に対する意見

（２）　要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

（３）　要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無

３　第1項又は前条第２項の通知の日から14 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又はサービス対価を変更し、受注者に通知することができる。この場合において、受注者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者は必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りではない。

４　要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書又は維持管理・運営業務の仕様書若しくは計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

（要求水準書の変更協議）

第１５条　受注者は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を発注者に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。

（１）　要求水準書の変更の内容

（２）　要求水準書の変更の理由

（３）　受注者が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無

（４）　受注者が求める要求水準書の変更に伴うサービス対価の変更の有無

（５）　受注者が求める要求水準書の変更に伴い設計図書又は維持管理・運営業務の仕様書若しくは計画書の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、１４日以内に、受注者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。

３　第１項の通知の日から１４日を経過しても前項の協議が整わない場合には、発注者は、要求水準書、事業日程又はサービス対価の変更について定め、受注者に通知する。

４　要求水準書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、理由

を示して設計図書又は維持管理・運営業務の仕様書若しくは計画書の変更を求める旨を受注者に通知することができる。

（近隣住民に対する説明及び環境対策）

第１６条　受注者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、本施設に係る工事に関する説明を行わなければならない。

２　受注者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞、地盤沈下、地下水の断絶その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。

３　第１項の場合において、要求水準書で定めた選定事業の内容及び本施設の規模に係る事項に関する説明は、発注者の責任とする。

４　受注者は、第１項の説明又は第２項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を発注者に報告しなければならない。

５　発注者は、前項の報告で第１項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、受注者が行う説明に協力するものとする。

６　受注者は、第１項の説明又は第２項の対策を行ったときは、その結果を発注者に報告しなければならない。

７　近隣住民対応により受注者に生じた損害、損失又は費用は、受注者がこれを負担するものとする。ただし、入札書類において発注者が設定した条件又は発注者が実施した近隣説明に直接起因して受注者に生じた損害、損失又は費用は、発注者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

８　受注者は、近隣住民対応の不調を理由として事業計画を変更することはできない。ただし、発注者の事前の承諾がある場合はこの限りでない。

９　近隣住民等からの発注者に対する要望があった場合は、受注者はその対応について協議に応じなければならない。

（本施設の設計）

第１７条　本施設の設計は、本契約及び関係図書に従い、受注者の責任及び費用負担にて行う。

２　受注者は、基本設計が関係図書に適合するものであることについて、別紙３に規定する基本設計の設計図書を提出して発注者の確認を受けなければならない。

３　発注者は、前項の書類の提出を受けた場合においては、速やかに基本設計の設計図書の内容が関係図書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて関係図書に適合することを確認したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

４　発注者は、前項の場合において、基本設計の設計図書の内容が関係図書に適合しないことを認めたとき、又は設計図書の記載によっては関係図書に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して受注者に通知しなければならない。

５　受注者は、前項、第１４条第４項又は第１５条第４項の通知を受けた場合においては、そ

の責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第２項の発注者の確認を受けるものとする。ただし、前項、第１４条第４項又は第１５条第４項の通知に対して受注者が設計図書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

6　前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第４項の通知を受けた場合においては受注者の負担とし、第１４条第４項又は第１５条第４項の通知を受けた場合においては発注者の負担とする。

7　受注者は、第３項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

8　第２項から前項までの規定は、実施設計の設計図書の発注者による確認について準用する。この場合において、「関係図書」とあるのは、「関係図書及び基本設計」と読み替えるものとする。

9　第２項から前項までに規定する手続は、受注者の施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。

10　受注者は、定期的に又は発注者の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況を発注者に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について発注者と協議するものとする。

11　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、工期の変更を伴わず、かつ関係図書を逸脱しない限度で、本施設の設計の変更について協議を求めることができる。

（設計に関する第三者の使用）

第１８条　受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、設計業務の一部を構成員以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

2　設計に関する発注は、受注者の責任及び費用負担において行うものとし、設計に関して受注者が使用する構成員等その他の第三者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

（本施設の建設）

第１９条　本施設の建設は、本契約、関係図書及び第１７条第３項及び第８項の確認を受けた設計図書に従い、受注者の責任及び費用負担にて行う。

2　受注者は、施工方法を定め、要求水準書の定めるところにより、建設工事着手前に施工計画書その他必要な書類を発注者に提出しなければならない。

3　受注者は、要求水準書の定めるところにより、工事記録を整備しなければならない。

4　受注者は、本施設の建設工事に関して必要となる電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。発注者は、必要に応じてこれに協力をするものとする。

（施工計画書等）

第２０条　受注者は、本施設の建設工事着手時に別紙４に定める書類を、発注者に提出するものとする。ただし、建設企業が工事監理者に提出し、工事監理者の承諾を受けたものを工事監理者が発注者に提出し、その内容を報告するものとする。

２　受注者は、別途発注者との協議により定める期限までに月間工程表を作成し、発注者に対して提出するものとする。

３　受注者は、本契約、関係図書、施工計画書及び工程表に従い、本施設の建設に着工し、工事を実施するものとする。

４　受注者は、本件工事の期間中別途発注者との協議により定める期限までに、別紙４に定める書類を発注者に提出するものとする。ただし、建設企業が工事監理者に提出し、承諾を受けたものを工事監理者が発注者に提出し、その内容を報告するものとする。

（工事に関する第三者の使用）

第２１条　受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、工事の一部を構成員以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

２　発注者は、受注者に対して、施工体制台帳及び受注者と工事を実施する者との業務委託契約書又は工事請負契約書の写しの提出並びに施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

３　工事に関する発注は、受注者の責任及び費用負担において行うものとし、工事に関して受注者が使用する構成員及びその他の第三者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

４　受注者は、工事に関して受注者が使用する構成員が工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることの承諾を求めた場合においては、これを承諾してはならない。

（工事監理者の設置）

第２２条　受注者は、その責任及び費用負担において、工事の工事監理者を定め、その名称その他必要な事項を発注者に対して通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。

２　発注者は、必要と認める場合においては、施工の状況に関し、工事監理者からの報告を求めることができる。

３　受注者は、建設期間中、工事監理の状況について工事監理者をして工事監理報告書を作成し、定期的に発注者に対して提出するものとする。

（中間確認、報告等）

第２３条　発注者は、受注者と協議して、時期及び工程の段階を定め、発注者の立会いの上で、工事の施工状況について中間確認を行うことができる。この場合において、発注者は事前に、受注者に対して、中間確認を実施する旨を通知するものとする。

２　発注者は、受注者に対して、工事の施工状況について報告を求めることができる。

３　発注者は、あらかじめ受注者に通知を行うことなく、工事現場に立会い、受注者又は工事施工者に対して、工事の施工状況について報告を求めることができる。

４　発注者は、工事の施工部分が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、受注者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる。ただし、当該請求に対して受注者が施工部分を是正する必要がない旨の意見を述べた場合において、施工部分を是正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

５　発注者は、工事の施工部分が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

６　第４項の場合における是正に要する費用並びに前項の場合における検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

７　受注者は、発注者が第１項から前項までに規定する手続を行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

（工事の中止）

第２４条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、受注者は、直ちに工事の中止内容及びその理由を発注者に通知しなければならない。

２　受注者は、履行不能の理由が受注者の責に帰すべき事由による場合を除き、第１項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。

３　発注者は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。

４　発注者又は受注者は、第１項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において工事を施工できない事由が発生した日から３０日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

５　発注者は、第１項又は第３項の規定により工事の施工が一時中止された場合（工事の施工の中止が受注者の責に帰すべき事由による場合を除く。）において、必要があると認められるときは、受注者と協議し、引渡予定日若しくはサービス対価を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工に一時中止に伴う増加費用若しくは受注者の損害を負担するものとする。

（事業用地が不用となった場合の措置）

第２５条　工事の中止等によって事業用地が不用となった場合において、当該事業用地に受注者

が所有し若しくは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受注者が使用する構成企業等その他の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

２　前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間に当該物件を撤去せず、又は事業用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は事業用地の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

３　第１項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計着手予定日又は工事着手予定日の変更）

第２６条　受注者は、第２４条第１項に規定する場合を除き、受注者の責に帰すことができない事由により設計着手予定日又は工事着手予定日に設計又は工事に着手することができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、発注者に引渡予定日の変更を請求することができる。

２　受注者は、設計着手予定日又は工事着手予定日に設計又は工事に着手することができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、設計着手又は工事着手の遅延による影響をできる限り少なくするよう努めなければならない。

（引渡予定日の変更）

第２７条　受注者は、第２４条第１項に規定する場合を除き、受注者の責に帰すことができない事由により引渡予定日に本施設を発注者に引き渡すことができないと認められるときは、その理由を明示した書面により、発注者に引渡予定日の変更を請求することができる。

２　受注者は、受注者の責に帰すべき事由により引渡予定日に本施設を発注者に引き渡すことができないと認めるときは、引渡予定日の３０日前までに、その理由及び受注者の対応の計画を書面により発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、引渡予定日に本施設を発注者に引き渡すことができない場合による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

４　発注者は、特別の理由により引渡予定日を変更する必要があるときは、引渡予定日の変更を受注者に請求することができる。

５　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときはサービス対価額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（引渡予定日の変更等に係る協議）

第２８条　第２４条第５項、第２６条第１項又は前条第１項、第２項若しくは第４項に規定する設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から３０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定

め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日の変更事由が生じた日（第２６条第１項又は前条第１項若しくは第２項の場合にあっては、発注者が設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日変更の請求又は通知を受けた日、第２４条第５項又は前条第４項の場合にあっては、受注者が引渡予定日の変更請求を受けた日）から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第２９条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　受注者が第１項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常の管理行為を超えるものとして受注者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（工事の施工について第三者に及ぼした損害）

第３０条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたとき（工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含む。）は、受注者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその解決に当たるものとする。

（建設期間中の不可抗力による損害）

第３１条　第３３条第５項に規定する完成確認書の交付前に、不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第７１条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下本条において「損

害合計額」という。）のうち施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

（1）　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（2）　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（3）　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の累計」と、「１００分の１を超える額」とあるのは「１００分の１を超える額から既に発注者が負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（受注者が行う完成検査）

第３２条　受注者は、その責任及び費用負担において、本施設の工事の完成を確認するための検査（法令による検査を含む。以下「完成検査」という。）を行うものとする。

2　受注者は、前項の完成検査を行おうとする場合においては、その７日前までに、完成検査を行う旨を発注者に対して通知しなければならない。

3　発注者は、第１項の完成検査に立ち会うことができる。ただし、受注者は、発注者が立会いを行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

4　受注者は、第１項の完成検査を行った場合においては、その結果を発注者に対して報告しなければならない。

（発注者が行う完成検査）

第３３条　発注者は、前条の工事の完成が確認された旨の報告を受けた日から１４日以内に、受注者立会いの上、要求水準書の定めるところにより、完成検査を完了し、その検査結果を受注者に対して通知しなければならない。

2　発注者は、本施設が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　発注者は、本施設が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める場合においては、受注者に対して、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を請求することができる。

４　受注者は、前項の請求を受けた場合においては、その責任及び費用負担において必要な措置を行い、第１項の検査を受けるものとする。ただし、前項の請求に対して受注者が本施設を是正する必要がない旨の意見を述べた場合において、本施設を是正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

５　発注者は、第１項の検査を行った場合において、本施設が本契約、設計図書及び関係図書に適合し、かつ、別紙５に規定される書類が提出されたときは、受注者に対して、完成確認書を交付しなければならない。

６　受注者は、発注者が第１項から前項までに規定する手続きを行ったことをもって、その責任が軽減され、又は免除されるものではない。

７　受注者は、受注者による設備・機器等の試運転とは別に、設備・備品等の取扱いについて、発注者に説明を行うものとする。

（本施設の引渡し）

第３４条　受注者は、前条第５項の完成確認書の交付を受けた上で、別紙６に規定される目的物引渡書並びに別紙７に規定される書類を発注者に提出し、引渡予定日に本施設を発注者に引き渡すものとする。

２　発注者は、前項の引渡しにより、本施設の所有権を取得する。

（瑕疵担保）

第３５条　発注者は、本施設に瑕疵があるときは、受注者に対して、相当の期間を定めてその瑕疵を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第３４条の規定による引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成１１年法律第８１号）第９４条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求を行うことのできる期間は１０年とする。

３　発注者は、本施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

４　発注者は、本施設が第１項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第２項の定める範囲内

で、かつ、その滅失又は毀損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

（開業準備）

第３６条　開業準備業務は、本契約及び関係図書に従い、受注者の責任と負担にて行う。

２　開業準備業務のために必要となる食材調達費並びに資機材及び消耗品等は、受注者の費用負担において、受注者がこれを調達して消費するものとする。

３　開業準備業務のために必要となる光熱水費は、すべて受注者の負担とする。

（維持管理・運営業務体制の整備等）

第３７条　受注者は、要求水準書の定めるところにより、維持管理・運営業務の仕様書及び計画書を作成し、これらの書類が本契約及び関係図書に適合するものであることについて、発注者の確認を受けなければならない。

２　受注者は、前項の維持管理・運営業務の仕様書を、本施設の引渡予定日の３月前までに、維持管理・運営業務の計画書を、本施設の引渡予定日の１月前まで（最初の事業年度以外に係る計画書にあっては、当該事業年度の前事業年度の２月末日まで）に発注者に提出しなければならない。

３　発注者は、第１項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から１４日以内に、維持管理・運営業務の仕様書及び計画書の内容が本契約及び関係図書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて本契約及び関係図書に適合することを確認したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

４　発注者は、前項の場合において、維持管理・運営業務の仕様書若しくは計画書の内容が本契約若しくは関係図書の規定に適合しないことを認めたとき、又は維持管理・運営業務の仕様書若しくは計画書の記載によっては本契約及び関係図書に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して受注者に通知しなければならない。

５　受注者は、前項、第１４条第４項又は第１５条第４項の通知を受けた場合においては、その責任において、維持管理・運営業務の仕様書及び計画書の修正その他の必要な措置を行い、第３項の発注者の確認を受けるものとする。ただし、前項、第１４条第４項又は第１５条第４項の通知に対して受注者が維持管理・運営業務の仕様書及び計画書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、維持管理・運営業務の仕様書及び計画書を修正しないことが適切であると発注者が認めたときは、この限りでない。この場合において、発注者は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　前項の規定に基づく維持管理・運営業務の仕様書及び計画書の修正その他の必要な措置に要する費用は、第４項の通知を受けた場合においては受注者の負担とし、第１４条第４項又は第１５条第４項の通知を受けた場合においては発注者の負担とする。

７　受注者は、第３項の確認を受けた維持管理・運営業務の仕様書及び計画書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

８　本条に規定する手続は、受注者の本施設の維持管理・運営に関する責任を軽減又は免除す

るものではない。

（維持管理・運営の実施）

第３８条　本施設の維持管理・運営は、本契約及び関係図書に従い、受注者の責任及び費用負担において行う。

（維持管理・運営に関する第三者の使用）

第３９条　受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、維持管理・運営業務の一部を構成企業等以外の第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

２　発注者は、受注者に対して、受注者と維持管理・運営業務を実施する者との業務委託契約書又は業務請負契約書の写しの提出及び維持管理・運営体制に係る事項についての報告を求めることができる。

３　維持管理・運営業務に関する発注は、受注者の責任及び費用負担において行うものとし、維持管理・運営業務に関して受注者が使用する構成企業等その他の第三者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

（管理責任者等）

第４０条　受注者は、要求水準書に従い、維持管理・運営業務の開始の３月前までに、維持管理責任者、調理責任者、調理副責任者、アレルギー食対応責任者、衛生管理責任者及び配送・回収業務を統括する責任者を、それぞれ選任し、報告書を発注者に提出するものとする。

２　受注者は、前項の責任者を変更した場合には、変更後 7 日以内に、変更した旨の報告書を発注者に提出するものとする。

（業務報告）

第４１条　受注者は、維持管理・運営業務に関する業務日誌を作成し、発注者の閲覧に供しなければならない。

２　受注者は、要求水準書の定めるところにより、毎月、毎四半期及び毎年度の業務報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。提出時期は、毎月の業務報告書は翌月開始後７日以内に、毎四半期の報告書は翌四半期開始後７日以内に、毎年度の報告書は、翌年度開始後１月以内に提出するものとする。

３　発注者は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その結果を受けた日から１４日以内に、業務報告書の内容を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

４　発注者は、第２項に定めるもののほか、受注者に対して、維持管理・運営業務の実施状況について随時報告を求めることができる。

（仕様書、計画書に記載のない修繕等）

第４２条　受注者は、本施設につき、第３７条に規定する仕様書又は計画書に記載のない修繕等を要する場合、事前に発注者に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、発注者の事前

の承諾を得なければならない。ただし、直ちに修繕等を行わなければ重大な損害を生じる恐れがある場合には、受注者は、発注者の事前の承諾なく当該修繕等を行うことができる。この場合において、受注者は、修繕後速やかに発注者に対しその内容等を報告しなければならない。

2　前項の修繕等は、受注者の責任と費用負担において行うものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によって修繕等を行った場合には、発注者は、これに要した費用を負担する。

（維持管理・運営業務について第三者に及ぼした損害）

第４３条　受注者が維持管理・運営業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。

（食中毒事故等）

第４４条　受注者は、法令、関係図書及び保健所等これを所轄官公庁（以下「官公庁等」という。）の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって維持管理・運営業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。

2　受注者は、異物混入、食中毒その他受注者の提供した給食の喫食に起因する健康被害又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生するおそれがあると認めたときは、可及的速やかに被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じたうえで、その旨を発注者に対して直ちに通知し、発注者の指示に従わなければならない。

3　食中毒等が発生した場合、受注者は自らの責任と費用負担において、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について発注者に報告しなければならない。

4　食中毒等が発生した場合であって、官公庁等によって原因究明調査等が行われる場合には、受注者は、自らの責任と費用負担において、当該調査等に最大限協力するものとする。

5　前項の場合、受注者も自らの費用負担において、原因究明の調査を行い、その結果に関して発注者の承諾を得るものとする。発注者はかかる承諾につき、合理的理由なくして留保、遅延又は拒絶をしないものとする。

6　受注者が提供した給食による食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合、その事由の如何を問わず当該第三者に対して発注者又受注者が法令に基づき損害賠償義務を負う場合には、当該損害については全て受注者がこれを賠償するものとし、発注者が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務を負担した時は、受注者は、発注者の帰責事由の存否を問わず発注者の請求によりこれを補償しなければならない。受注者は、当該損害賠償義務に対応できるよう第７１条の規定に基づき必要な保険を自ら付保し、又は請負人等の第三者をして付保せしめなければならない。

7　発注者が調達する直接搬入品による食中毒等及び児童生徒の配膳を原因とする食中毒等は、受注者の賠償対象外とする。

8　食中毒等が原因で維持管理・運営業務の全部又は一部の遂行ができない期間のサービス対価のうち、当該遂行できない業務に対応する金額の支払い及び損害賠償（同条６項により発

注者が受注者に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。

（１）　発注者の責めに帰すべき事由による場合におけるサービス対価については、市は当該遂行できない業務期間につき受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、受注者の発注者に対する損害賠償の請求を妨げない。

（２）　発注者及び受注者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び受注者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第３項の発注者の承諾を得た場合におけるサービス対価については、当該遂行できない業務期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、発注者又は受注者による損害賠償はないものとする。

（３）　前２号に該当しない事由による場合におけるサービス対価については、別紙１０「モニタリングの実施とサービス対価の減額等について」の規定に従ってサービス対価の減額を行い、かつ、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げない。

9　前項の場合で、第５４条第３項並びに別紙9に定めるサービス対価の支払いの請求を発注者が受領するときまでに、発注者又は受注者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して発注者の承諾が得られないときは、発注者は受注者に対し、受注者の請求に基づきサービス対価のうち当該遂行できない業務に対応する金額について、当該遂行できない業務期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。かかる支払いがあった後、当該食中毒等が前項第３号の事由によるものであることが判明した場合には、受注者は支払いを受けたサービス対価のうち当該遂行ができない業務に対応する部分の金額及び別紙１０の定めに従い減額又は支払保留されるべきであった金額を、発注者に速やかに返還するものとする。

10　維持管理・運営業務を行う構成企業若しくは第３９条の規定による第三者が、故意又は過失により食中毒等を発生させ、死者、重症者又は多数の軽症者が発生した場合、又は当該企業が他の学校給食調理施設等において同様の事態を生じさせた場合、発注者は、当該企業の変更を受注者に求めることができる。

（アレルギー対応食による事故）

第４５条　受注者は、発注者が指定する児童生徒に対して、発注者が作成した献立に基づいて、アレルギー対象食材を除去したアレルギー対応食の調理を行い提供する。

２　発注者からの情報伝達・指示の過誤及び遅延又は発注者が実施する食材調達及び配膳により発生したアレルギー対応食による事故については、発注者がその責任（事故発生に関する原因究明及び再発防止とともに、被害者が被った損害等、当該事故と因果関係のある損害の賠償責任をいう。以下本条において同じ。）を負う。

３　正確な情報伝達・指示がなされていたにも拘わらず、アレルギー対応食の調理段階での受注者による過誤、配送の誤り等によって生じた事故については、受注者がその責任を負う。

（維持管理・運営期間中の不可抗力）

第４６条　第３３条第５項に規定する完成確認書の交付後に、不可抗力により、本契約に従った

維持管理・運営業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を発注者に通知しなければならない。

2　受注者は、第１項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。

3　発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4　発注者は、受注者から第１項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において不可抗力事由発生の日から３０日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

（維持管理・運営期間中の不可抗力による損害）

第４７条　発注者は、受注者から前条第１項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第７１条第２項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

2　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

3　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（維持管理・運営業務を実施するため発注者が本施設で使用していた機械器具その他の物件であって、維持管理・運営業務の計画書等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち、維持管理・運営に係るサービス対価の１年分の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

4　前項の本施設で使用していた機械器具その他の物件に関する損害の額は、損害を受けた物件で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（第三者の責に帰すべき事由による本施設の損害）

第４８条　第３３条第５項に規定する完成確認書の交付後に、第三者の責に帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、受注者の責任及び費用負担において行う。

2　前項に定める場合において、受注者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、受注者は、本施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由（以下この条において「本施設の損害の状況等」という。）を発注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の本施設の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

４　受注者は、前項の規定により本施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた本施設を関係図書に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第７１条第２項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を発注者に請求することができる。

５　発注者は、前項の規定により受注者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額（当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。）のうち、維持管理・運営に係るサービス対価の１年分の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

（同一事業年度における不可抗力等による本施設の損害）

第４９条　同一の事業年度における数次にわたる不可抗力又は第三者の責に帰すべき事由による本施設の損害により損害及び費用の合計額が累積した場合における第二次以降の第４７条第３項又は前条第５項に規定する発注者の負担については、当該事業年度の損害及び費用の合計額の累計のうち、維持管理・運営に係るサービス対価の１年分の１００分の１を超える額から当該年度において既に発注者が負担した額を差し引いた額とする。

（法令変更等）

第５０条　法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、本契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、受注者は、速やかに、その内容及び理由を発注者に通知しなければならない。

（１）　法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃

（２）　行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

（３）　都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止

２　受注者は、本契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、本契約に基づく義務の履行を免れる。

３　発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価額の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

４　受注者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

５　発注者は、受注者から第１項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から３０日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続について対応を定め、受注者に通知する。

（法令変更等による増加費用）

第５１条　受注者は、前条第１項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の負担を発注者に請求することができる。

（１）　学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）その他の本事業に直接的かつ特別に影響を及ぼす法令変更等による増加費用

（２）　建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用

（３）　消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用（ただし、施設整備及び開業準備にかかるものは除く。）

（４）　ＰＦＩ法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更による増加費用

（５）　法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、サービス対価を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

（法令変更等による減少費用）

第５２条　発注者は、前条第１項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、サービス対価の変更を請求することができる。

（モニタリングの実施）

第５３条　発注者は、本事業の実施に関し、確実なサービスの提供がなされているかを確認するため、別紙１０に定めるところにより、受注者により提供されるサービスの水準の測定及び評価（以下「モニタリング」という。）を行う。

２　受注者は、何らかの事由で本契約、関係図書、仕様書及び計画書に規定されたサービスの水準を達成できない状況が生じた場合又はそのおそれが生じた場合、その理由及び状況並びに対応方針等を記載した書面を直ちに発注者に提出しなければならない。

（サービス対価の支払）

第５４条　発注者は、別紙１０に定めるところにより、受注者により提供されるサービスのモニタリングを行い、その結果を受注者に対して通知しなければならない。

２　発注者は、モニタリング対象期間の受注者による維持管理・運営業務が関係図書に適合しないと認める場合（受注者が第４６条第１項又は第４８条第２項の通知を行った場合を除く。）においては、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その是正を求めることができる。

３　受注者は、第１項の通知を受けたときは、当該通知に記載するところにより、サービス対価の支払を請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、別紙９に定めるところにより、サービス対価を支払わなければならない。この場合において、発注者は、第１項に規定するモニタリングの結果、モニタリング対象期間の受注者による維持管理・運営業務が関係図書に適合しないと認めるときは、別紙１０に定めるところにより、サービス対価を減額することができる。

（虚偽報告等の場合のサービス対価の返還）

第５５条　第４１条第１項の業務日誌又は同条第２項の業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、受注者は、当該虚偽記載がなければ発注者が第５４条第４項の規定により維持管理・運営に係るサービス対価を減額することができた額について、発注者に返還しなければならない。

（物価の変動に基づくサービス対価の変更）

第５６条　発注者又は受注者は、別紙９に定めるところにより、維持管理・運営に係るサービス対価の変更を請求することができる。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。

（物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更）

第５７条 特別な要因により、この契約の締結時以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に係るサービス対価が不適当となったときは、発注者又は受注者は、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。

２　予期することのできない特別の事情により、この契約の締結時以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備に係るサービス対価が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定によるほか、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。

３　受注者は、この契約の締結時以降に物価の変動に基づき施設整備費が増加すると予想される場合においては、増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

（金利の変動に伴うサービス対価の変更）

第５８条　入札時に使用する基準金利と平成 25 年 8 月末日頃（本施設の引き渡し予定日の２金融機関営業日前）の基準金利に差が生じた場合においては、発注者又は受注者は、施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価の変更を請求することができる。

２　前項の改定後の基準金利において、上乗せ金利（スプレッド）については、入札時に提案された利率とし、改定の対象としないものとする。

３　発注者又は受注者は、第１項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。

（サービス対価の変更方法）

第５９条　第２４条第５項、第２７条第５項、第５１条第２項、第５２条及び第５６条から第５７条までに規定するサービス対価の変更又は返還については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から６０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、サービス対価の変更事由が生じた日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　第２４条第５項、第２７条第５項、第29条第３項、第３１条第４項、第４７条第３項、第４８条第５項及び第５１条第２項の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（サービス対価の変更等に代える要求水準書の変更）

第６０条　発注者は、第１４条第３項、第１５条第３項、第２４条第５項、第２９条第３項、第３１条第４項、第４７条第３項、第４８条第５項、第５１条第２項及び第５６条から第５８条までの規定によりサービス対価を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、サービス対価の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。

２　受注者は、第１４条３項、第１５条第３項、第５２条及び第５６条から第５８条までの規定によりサービス対価を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、サービス対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の受注者によるサービス内容の向上を提案することができる。

３　第１項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から６０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

４　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者がサービス対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から１４日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（発注者の解除権）

第６１条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。

（２）　発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により本施設の引渡しが行われないとき又は引渡予定日経過後相当の期間内に本施設を引き渡す見込みが明らかにないと認められるとき。

（３）　発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかにないと認められるとき。

（４）　維持管理･運営業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、

別紙１０に定めるところにより発注者が本契約を解除する権利を取得するに至ったとき。

（５）　その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。

（６）　本事業の実施を放棄し、当該状態が３０日以上継続したとき。

（７）　第４１条第１項の業務日誌又は同条第２項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。

（８）　受注者が著しい社会規範に反する行為を行った場合

（９）　第６２条又は第６３条第３項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

（10）　前各号に掲げる場合のほか、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、本契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　前項の規定により本契約が解除された場合には、受注者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　第３３条第５項に規定する完成確認書の交付前に解除された場合
施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１０分の１に相当する額

（２）　第３３条第５項に規定する完成確認書の交付後に解除された場合
解除された事業年度１年分の維持管理・運営に係るサービス対価に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の１０分の２に相当する額

３　前項の場合において、第７条の規定により契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、発注者は、当該契約保証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当する。

４　受注者は、第１項の規定に基づく解除により発注者が受けた損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。

５　発注者は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、１８０日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

６　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第６２条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）　発注者がサービス対価の支払を遅延し、受注者から催告したにもかかわらず、６０日を経過しても当該義務を履行しないとき。

（２）　受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、発注者が契約上の重要な義務

（金銭債務を除く。）に違反し、かつ、その違反により本契約の履行が困難となったとき。

２　受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、本契約解除により受注者が被った合理的な範囲の損害の賠償を発注者に請求することができる。

（不可抗力又は法令変更等による解除権）

第６３条　不可抗力又は法令変更等により、受注者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から６０日を経過しても第２４条第４項若しくは第４６条第４項の協議が整わないとき又は第５０条第１項の通知の日から６０日を経過しても同条第５項の協議が整わないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、建設期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る発注者の負担については、第３１条に定めるところによる。

３　不可抗力又は法令変更により、維持管理・運営業務の中止期間が３月を超えた場合においては、受注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理・運営業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理・運営業務についてはこの限りでない。

（完成前の解除の効力）

第６４条　発注者は、第３３条第５項に規定する完成確認書の交付前に本契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。

２　発注者は、前項の検査を行う場合において、本施設が本契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　発注者は、第１項に規定する引渡しを受けたときは、別紙１１に定めるところにより、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する施設整備に係るサービス対価を受注者に支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第６１条第１項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と第６１条第２項の違約金を相殺することができる。

（受注者の帰責事由による解除の場合の特例）

第６５条　第３３条第５項に規定する完成確認書の交付前に本契約が第６１条第１項の規定に基づき解除された場合には、次のいずれかに該当するときを除き、前条第１項の規定にかかわらず、発注者は、受注者に対して、本施設を取り壊して事業用地を原状回復するように求めることができる。この場合において、当該原状回復の費用は、受注者の負担とする。

（1）　発注者が施設の出来形部分を利用して工事を継続することが妥当と判断するとき。
（2）　本施設の工事の進捗状況から判断して出来形部分の買受が社会通念上合理的であると認められるとき。

（完成後の解除の効力）
第６６条　発注者は、第３３条第５項に規定する完成確認書の交付後に本契約が解除された場合においては、受注者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から１０日以内に本施設の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、発注者は、本施設が本契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。
２　前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じてそれぞれ次のとおりとする。
（1）　不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものは、発注者の負担とする。
（2）　第三者の責に帰すべき事由により生じた損害で第４８条第２項に規定するやむを得ない事由があるものは、維持管理・運営に係るサービス対価の１年分の１００分の１を超える額については、発注者の負担とする。
（3）　前二号に掲げるもの以外のものは、受注者の負担とする。
３　発注者は、第１項の検査を行った場合において、本施設が本契約及び関係図書に適合すると認めるときは、受注者に対して、その旨を通知しなければならない。
４　受注者は、前項の通知を受けたときは、施設整備に係るサービス対価の残額の支払を請求することができる。
５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、別紙１１に定めるところにより、施設整備に係るサービス対価の残額を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第６１条第１項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき施設整備に係るサービス対価と第６１条第２項の違約金を相殺することができる。
６　受注者は、第１項に規定する解除がされた場合、維持管理・運営業務を発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとし、発注者又は当該発注者の指定する者が維持管理・運営業務を引き継ぐために、本施設の最小限度の保全措置を含め必要な一切の行為を行うものとする。

（契約期間終了前の検査）
第６７条　発注者は、維持管理・運営期間満了の３ヶ月前までに、受注者に通知を行い、本施設の現況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、発注者は、本施設が本契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。
２　前項の修補に要する費用は、前条第２項に定めるところによる。

（契約終了時の措置）

第６８条　受注者は、本契約が終了した場合において、事業用地に第６５条の規定に基づき取り壊すべき施設があるとき又は事業用地若しくは本施設に受注者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（受注者が使用する構成企業等その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地又は本施設を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

２　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地若しくは本施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地若しくは本施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

３　第１項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

４　受注者は、本契約が終了した場合においては、発注者に対し、本施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

（受注者が第三者と締結する損害賠償額の予定等）

第６９条　第２４条第５項、第２７条第５項、第２９条第３項、第５１条第２項、第６１条第６項、第６３条第２項及び第６４条第２項の規定により発注者が増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が選定事業を行うため受注者が第三者（受注者に融資した金融機関等を除く。）と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、発注者が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

（遅延損害金）

第７０条　本契約に基づいて履行すべきサービス対価の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３．１％を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

２　受注者の責に帰すべき事由により受注者が本契約に基づいて履行すべき支払が遅れた場合においては、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年３．１％を乗じて計算した額の延納利息の支払を受注者に請求することができる。

３　受注者の責に帰すべき事由により引渡予定日に本施設を発注者に引き渡すことができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

４　前項の損害金の額は、施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額を除く。）につき、遅延日数に応じ、年３．１％を乗じて計算した額とする。

（付保すべき保険）

第７１条　受注者は、別紙１２に定めるところにより、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、別紙１２に定めるところにより、第三者賠償責任保険その他の保険に加入しなければならない。

３　受注者は、別紙１２に定めるところにより、維持管理・運営業務に係る損失や損害に備え、保険に加入しなければならない。

４　受注者は、第１項、第２項又は前項の規定により保険契約を締結したときは、直ちにその保険証券又はその写しを発注者に提出しなければならない。

５　受注者は、本事業を実施するため第１項、第２項又は第３項の規定による保険以外の保険に加入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（関係者協議会等）

第７２条　第１４条第１項、第１５条第１項、第２４条第４項、第２８条第１項、第４６条第４項、第５０条第５項、第５９条第１項、第６０条第３項又は第７８条の規定に基づく協議は、関係者協議会により行う。

２　関係者協議会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

３　発注者又は受注者は、第１項に定めるところによるほか、本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合その他紛争の予防又は解決を図るため必要があると認めるときは、理由を示して関係者協議会の開催を請求することができる。

４　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、これに応じなければならない。

５　本契約の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に発注者が定めたものに受注者に不服があるときその他関係者協議会の協議が整わなかったときは、発注者と受注者が協議し選任される調停人の調停により紛争の解決を図ることができる。

（経営状況の報告）

第７３条　受注者の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　受注者は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、発注者に提出しなければならない。

３　受注者は、会計監査人を置き、事業年度の末日から３ヶ月以内に、会計監査人による監査を受けた計算書類（会社法（平成１７年法律第８６号）第４４２条第１項に規定する計算書類等をいう。）及び年度事業報告を発注者に提出しなければならない。

４　会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

５　発注者は、第２項又は第３項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、鶴ヶ島市情報公開条例（平成１４年条例第１８号）その他の法令の定めるところにより開示

することができる。

6　発注者は、本事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その費用負担において、その指名する公認会計士又は監査法人に受注者の財務状況を調査させることができる。

（守秘義務）

第７４条　発注者は、本事業の実施に関して知り得た受注者の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、鶴ヶ島市情報公開条例第７条に規定する不開示情報以外の情報については、この限りでない。

2　受注者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3　受注者は、本事業を実施するため必要なものとして発注者の承諾を受けた場合に限り、第三者に対して本事業の実施に関して知り得た秘密を開示することができる。ただし、本事業に関して弁護士、公認会計士又は税理士に業務を委託する場合においては、発注者の承諾を要しない。

4　前項に基づき受注者が秘密を開示する場合においては、受注者は、当該第三者に対して守秘義務を負わせ、その他秘密を保持するため必要な措置を講ずるものとする。

（著作権の利用等）

第７５条　成果物（設計図書その他の受注者が本契約又は発注者の請求により発注者に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。この条において同じ。）又は本施設が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（次項において「建築の著作物」という。）に該当する場合においては、著作権法第２章及び第３章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従うものとする。

2　発注者は、成果物又は本施設が著作物又は建築の著作物に該当する場合においては、発注者の裁量により利用する権利を有するものとする。

3　受注者は、発注者に対し、本施設の維持管理・運営、広報等に必要な範囲において、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は発注者の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。

4　受注者は、発注者に対し、本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現することについて本施設の利用を許諾する。

5　受注者は、発注者に対し、成果物又は本施設の内容を自由に公表することを許諾する。

6　受注者は、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（1）　成果物又は本施設の内容を公表すること。

（2）　本施設に受注者の実名又は変名を表示すること。

7　受注者は、第３項又は第４項の場合において、著作権法第１９条第１項及び第２０条第１項の権利を行使せず、又は行使させないものとする。

８　受注者は、成果物又は本施設に係る著作権法第２章及び第３章に規定する受注者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

９　受注者は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する知的財産権をいう。次項において同じ。）を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

10　成果物又は本施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該知的財産権の侵害が、発注者が特に指定した工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことによる場合においては、この限りでない。

11　この条の規定は、本契約の終了後もなお効力を有するものとする。

（直接協定）

第７６条　発注者は、受注者に融資する融資金融機関等と協議を行い、次に掲げる事項を含む直接協定を締結するものとし、受注者は、当該直接協定を締結した融資金融機関等から融資を受けるものとする。

（１）　本契約に基づく受注者の権利又は受注者の発行する株式に対する融資金融機関等による担保権設定についての発注者の承諾に関する事項

（２）　融資金融機関等が受注者の融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての融資金融機関等から発注者に対する通知及び融資金融機関等と発注者との協議に関する事項

（３）　発注者が本契約に関して受注者に損害賠償を請求し、又は本契約を解除するに際しての発注者から融資金融機関等に対する通知及び発注者と融資金融機関等との協議に関する事項

（４）　融資金融機関等による受注者の財務状況に関する発注者に対する報告に関する事項

（情報通信の技術を利用する方法）

第７７条　本契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（公租公課の負担）

第７８条　本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、受注者がこれを負担するものとする。ただし、本契約締結時点において発注者及び受注者が予見不可能であると認められる新たな公租公課の負担が受注者に発生したときは、受注者は、その負担及び支払方法について、発注者と協議を求めることができる。

（協議）

第７９条　発注者と受注者は、必要と認める場合は適宜、相手方当事者に対して、本契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、協議を求めることができる。

（定めのない事項）

第８０条　本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

（別紙１）

事　業　日　程

1	本契約締結	鶴ヶ島市議会における本契約議決の日
2	設計期間	平成●年●月●日～平成●年●月●日
3	基本設計図書の提出予定日	平成●年●月●日
4	実施設計図書の提出予定日	平成●年●月●日
5	着工予定日	平成●年●月●日
6	完成予定日	平成●年●月●日
7	開業準備期間	完成日～平成２５年８月３１日
8	引渡予定日	平成２５年８月３１日
9	維持管理期間及び運営期間	平成２５年９月１日～平成４０年３月３１日

備考

事業日程の記載期日については、本契約締結時点での日程とする。

その後の日程変更については、発注者と受注者の間の協議とする。

なお、平成４０年４月１日以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて受注者の意見を聴きながら、発注者が事業期間内に決定する。

（別紙２）

事　業　用　地

項目	内容
所在地	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸７９番地２ 同　　　　　　　字沼北１７６番地２
敷地面積	約６，７７４㎡（公簿面積）
地目	山林
用途地域	無指定（市街化調整区域）
防火・準防火地域	なし
建ぺい率／容積率	６０％／２００％
道路斜線制限	１．５
隣地斜線制限	３１ｍ＋２．５
日影規制	あり
前面道路幅員に乗じる容積率算定係数	０．６
所有権者	鶴ヶ島市
その他	埋蔵文化財の確認調査（平成２２年１０月２５～２９日）を行った結果、発掘調査を必要とする遺構は確認されなかった。

（別紙３）

設　計　図　書

１　基本設計業務完了時

- ・ 設計図：3部（A1：1部、A3縮小版：2部）
- ・ 基本設計説明書：2部
- ・ 構造計算資料：2部
- ・ 施工計画図：2部
- ・ 施工計画説明書：2部
- ・ 調理設備リスト及びカタログ：2部
- ・ 什器備品リスト及びカタログ：2部
- ・ 要求水準との整合性の確認結果報告書：2部
- ・ 車両リスト及びカタログ：2部
- ・ 全体鳥瞰パース（2葉）：2部
- ・ その他提案内容により必要となる資料：2部
- ・ 上記全てのデジタルデータ（CADデータは（jww又はdxf）、Microsoftword、excel及び全てのpdfデータ）：ＣＤ、ＤＶＤ等　2部

２　実施設計業務完了時

- ・ 設計図：3部（A1：1部、A3縮小版：2部）
- ・ 実施設計説明書：2部
- ・ 構造計算書：2部
- ・ 工事費内訳書：2部
- ・ 数量調書：2部
- ・ 設計計算書（構造・設備他）：2部
- ・ 施工計画図：2部
- ・ 施工計画説明書：2部
- ・ 調理設備リスト及びカタログ：2部
- ・ 什器備品リスト及びカタログ：2部
- ・ 車両リスト及びカタログ：2部
- ・ 要求水準との整合性の確認結果報告書：2部
- ・ 交付金申請関連図書：2部
- ・ 開発許可・確認申請等関係書類：2部
- ・ その他提案内容により必要となる資料：2部
- ・ 上記全てのデジタルデータ（CADデータは（jww又はdxf）、Microsoftword、excel及び全てのpdfデータ）：ＣＤ、ＤＶＤ等　2部

（別紙４）

着手時及び施工中の提出書類

1　着手時の提出書類

- 工事実施体制：　1部
- 工事着手届：　1部
- 主任技術者等通知書（経歴書を添付）：　1部
- 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）：　1部
- 下請業者一覧表：　1部
- 仮設計画書：　1部
- 工事記録写真撮影計画書：　1部
- 施工計画書：　1部
- 主要資機材一覧表：　1部
- 主要機器材製作者通知書：　1部
- その他提案内容により必要となる資料　1部
- 上記全てのデジタルデータ
  (CADデータは(jww又はdxf)、Microsoftword,excel及び全ての
  pdfデータ)：ＣＤ、ＤＶＤ等　2部

2　施工中の提出書類

- 機器承諾願書：　1部
- 残土処分計画書：　1部
- 産業廃棄物処分計画書：　1部
- 主要工事施工計画書：　1部
- 生コン配合計画書：　1部
- 各種試験結果報告書：　1部
- 各種出荷証明：　1部（写し1部）
- マニュフェストA・B2・D・E票：　1部
- 工事監理報告書：　1部
- 設計変更資料：　1部
- 打合せ記録簿：　1部
- その他提案内容により必要となる書類：　1部
- 上記全てのデジタルデータ
  (CADデータは(jww又はdxf)、Microsoftword,excel及び全ての
  pdfデータ)：ＣＤ、ＤＶＤ等　2部

（別紙５）

完成図書一覧（完成時の提出書類）

- 竣工届出書：　1部
- 工事記録写真：　1部
- 工事監理報告書：　1部
- 竣工図（建築）：(製本図原寸観音3部、A3観音2部、原図1部)　一式
- 竣工図（電気設備）：(製本図原寸観音3部、A3観音2部、原図1部) 一式
- 竣工図（機械設備）：(製本図原寸観音3部、A3観音2部、原図1部) 一式
- 竣工図（給排水衛生設備）：(製本図原寸観音3部、A3観音2部、原図1部)　一式
- 竣工図（調理設備）：(製本図原寸観音3部、A3観音2部、原図1部) 一式
- 竣工図（調理備品配置表）：(製本図原寸観音3部、A3観音2部、原図1部)　一式
- 什器・備品リスト及びカタログ：　1部
- 調理設備リスト及びカタログ：　1部
- 食器類食缶リスト及びカタログ：　1部
- 調理備品リスト及びカタログ：　1部
- 竣工図（設計変更分）：　1部
- 完成写真：(外観　カット・内観　カット)　1部
- 関係機関届出書、検査済証、合格証等　一式
- 機材等の保証書、試験成績書等　一式
- 契約図書　一式
- 施工要領書　一式
- 変更があった場合はその指示、又は打合せ記録等　一式
- その他提案内容により必要となる書類：　1部
- 上記全てのデジタルデータ
  (CADデータは(jww 又はdxf)、Microsoftword,excel及び全てのpdfデータ）：ＣＤ、ＤＶＤ等　2部

（別紙６）

平成２５年●月●日

目　的　物　引　渡　書

（あて先）鶴ヶ島市長　藤縄　善朗

受注者
［所在地］
［商号又は名称］
［代表者名］　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

当社は、以下の施設を、鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業における事業契約第３４条の規定に基づき、次のとおり引き渡します。

<table>
<tr><td colspan="2">事業名称</td><td>鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設名称</td><td>鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設場所</td><td>埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸７９番地２
同　　　　　　字沼北１７６番地２</td></tr>
<tr><td colspan="2">機器、備品等</td><td>別添リストのとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">引渡年月日</td><td>平成２５年●月●日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">立会人</td><td>発　注　者</td><td></td></tr>
<tr><td>受　注　者</td><td></td></tr>
</table>

平成２５年●月●日

●●●●　様

上記のとおり引き渡しを受けました。

鶴ヶ島市長　藤縄　善朗

（別紙７）

竣 工 図 書 一 覧

- 契約目的物引渡書　1部
- 保証書、同一覧表　1部
- 鍵引渡書（鍵番号一覧表）　1部
- メーカーリスト（建築版、設備版、調理設備版、什器備品版）　1部
- 設備機器（調理設備含む）仕様･規格･取扱説明一覧表　1部
- 協力（下請）業者一覧表　1部
- 関係機関関係書類、同一覧表（確認申請副本などは頭紙の複写を添付）1部
- 予備品リスト　1部
- 鍵（鍵番号一覧表付きキーボックス入り）　1部
- 設備機器（調理設備含む）仕様書・規格書及び取扱説明書　1部
- 工事記録写真　1部
- 竣工写真（アルバム形式）　1部
- 竣工図(建築)　一式
- 竣工図(電気設備)　一式
- 竣工図(機械設備)　一式
- 竣工図(給排水衛生設備)　一式
- 竣工図(調理設備)　一式
- 竣工図(什器備品配置表)　一式
- 施工図（設計変更分）　一式
- その他提案内容により必要となる書類　1部
- 変更があった場合はその指示、又は打合せ記録等　一式
- 上記全てのデジタルデータ
  (CADデータは(jww 又はdxf)、Microsoftword,excel及び全ての
  pdfデータ）：ＣＤ、ＤＶＤ等　2部

（別紙８）

保　証　書　の　様　式

●●●〔施設整備業務請負人等〕（以下「保証人」という。）は、鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、選定事業者が鶴ヶ島市（以下「市」という。）との間で締結した平成２３年●月●日付け事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、選定事業者が市に対して負担する債務（第１条に規定する債務をいう。以下「主債務」という。）につき選定事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第１条　保証人は、本事業契約第３５条第１項及び第２項に基づく選定事業者の市に対する債務を保証する。

（通知義務）

第２条　市は、本保証の差入日以降において本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

第３条　市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

２　保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から７日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。保証債務の履行期限は、市及び保証人が別途協議のうえ、決定するものとする。

３　保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から３０日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第４条　保証人は、本業契約に基づく選定事業者の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び選定事業者の同意がある場合は、この限りでない。

（終了及び解約）

第５条　保証人は、本保証を解約することができない。

２　本保証は、本事業契約に基づく選定事業者の債務が終了又は消滅した場合において、終了

するものとする。

（管轄裁判所）

第６条　本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書を２部作成し、保証人はこれに署名し、１部を市に差し入れ、１部を自ら保有する。

平成●年●月●日

保証人

所在地

商号又は名称

代表者氏名　印

（別紙９）

サービス対価の金額と支払いスケジュール

１　サービス対価の構成

本事業のサービス対価は、次に掲げる内訳から構成される金額費用とする。発注者は、以下の料金を支払う。

（１）　施設整備費

①一時支払い金

受注者が行う本施設の施設整備に係るサービスの対価の一部として一時支払い金を支払うものとし、●●千円を受注者に支払う。

②割賦料

割賦料は、受注者が行う施設整備及び開業準備に係るサービス対価として、受注者が提案した施設整備業務及び開業準備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払い金を控除した額を元本の金額として、かかる元本に受注者が提案するスプレッドに基準金利を加えた金利及び返済期間１４年７月の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理・運営期間中、年４回、四半期ごとに受注者に支払う。

元本	スプレッド	基準金利
●●●●円	受注者が提案したスプレッド	東京時間午前 10 時現在のテレレート 17143 頁に発表される東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）6ヶ月 LIBOR ベース 15 年物（円 - 円）金利スワップレートとする。

（２）　委託料

委託料は、受注者が行う維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価に消費税及び地方消費税を加算した額を支払うものとし、固定料金と変動料金で構成されるものとする。

①▪固定料金

固定料金は、提供食数に関係なく生じる費用であり、各四半期の支払いにおいて、受注者が提案する一定の額を支払うものであり、四半期当たりの固定料金を●●●円とする。

②変動料金

変動料金は、提供食数に応じて調整する料金であり、各四半期において提供した給食数の合計に、受注者が提案する食単価を乗じた額を支払うものである。１食当たりの変動料金単価を●●●円/食とする。

２　サービス対価の支払方法

（１）　サービス対価の支払いスケジュール

①　一時支払い金については、受注者が発注者から完成確認書を受領し、本施設を発注者に引き渡し所有権を移転した後、請求書を発注者に対して提出するものとし、発注者は平成●年●月●日までに支払うものとする。

②　割賦料については、各四半期の終了後３０日以内に、対象となる四半期に相当する額の請求書を受注者が作成して発注者に提出し、発注者は、当該請求書受領後３０日以内に受注者に支払うものとする。

支払いは、平成２５年９月１日～９月３０日分を初回として支払い、以降年４回、平成４０年１月１日～３月３１日分まで、四半期ごと合計５９回払いとする。

③　委託料については、発注者は、受注者が本契約、関係図書、仕様書及び計画書に従い本事業について適切に履行していることを確認し、受注者に対して四半期ごとに支払うものとする。

発注者は、受注者が作成したモニタリングの結果を記載した業務報告書の受領後１０日以内に業務の履行を確認し、その結果を受注者に通知するものとする。

受注者は発注者の確認の通知を受領した場合、速やかに対象となる四半期に相当する請求書を発注者に対して提出するものとし、発注者は請求を受けた日から３０日以内に受注者に支払うものとする。

支払いは、平成２５年９月１日～９月３０日分を初回として支払い、以降年４回、平成４０年１月１日～３月３１日分まで、四半期ごと合計５９回払いとする。

なお、本契約が途中で解除され、又は実際の運営開始日が遅延するなどして委託料の対象となる期間が３月に満たない場合には、委託料のうち固定料金については対象期間の日割り計算による。

（２）　各四半期の委託料の金額

各四半期に発注者が支払う委託料の総額は、次の計算式により得られる金額とする。

（各四半期に発注者が支払う委託料の総額）

＝（委託料のうち固定料金）＋（委託料のうち変動料金：（給食１食当たりの単価）×α）

αは変動料金の算定基礎となる食数の各四半期の累計とし、

稼動日毎の変動料金の算定基礎となる食数の算定方法は次のとおりとする。

①　変更食数がプラス２００食を超える場合は、予定給食数から２００を加えた数に受注者が応諾した食数

②　変更給食数がマイナス２００を超える場合は、予定給食数から２００を引いた食数

③　変更給食数がプラス・マイナス２００に満たない場合は、実施給食数

ただし、受注者の責に帰すべき事由により、提供給食数が実施給食数を下回った場合には提供給食数とする。

なお、「変更給食数」、「予定給食数」及び「実施給食数」の用語の意味は、入札説明書等

において規定されているとおりとする。

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
＋２００食超	予定給食数＋２００食＋受注者の応諾した食数	同左
±２００食	実施給食数	同左
－２００食超	実施給食数	予定給食数－２００食

３　サービス対価の改定

（１）　割賦料の改定方法

平成２３年６月１日の基準金利（以下「旧基準金利」という。）と、本施設の引き渡し予定日の２金融機関営業日前（金融機関の営業日でない場合にはその前営業日。）の基準金利（以下「新基準金利」という。）に差が生じたときは、支払金利額を以下の算式に基づき改定し、割賦料を改定する。

・改定後に適用する金利＝新基準金利＋スプレッド（受注者が提案した利率）

・改定後の割賦料＝元金返済額＋改定後支払金利額

基準金利の種類及びスプレッド（受注者が提案した利率）は、見直さない。

（２）　委託料の改定方法

委託料の改定は、年に１回、本事業の入札日が属する平成２３年度の物価指標に対して、支払い年度の属する物価指標が変動した場合に行うことができるものものとし、次年度以降の支払い額に反映させる。

支払い年度（ｔ年度）における改定後料金は、次の算式に基づくものとする。

・(t 年度の委託料（改定後）の固定料金)

＝（受注者の提案による委託料の固定料金）×（Pt／Po)

・(ｔ年度の給食１食当たりの単価（改訂後))

＝（受注者の提案による給食１食当たりの単価）×（Pt／Po)

ただし、上記 Pt／Po の値につき、小数点第４位以下の端数は、切り捨てるものとする。

Pt：t 年度の前年度の物価指数※の年度平均値 Po：平成 23 年度平均の物価指数※ ※物価指数とは、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とする。

（別紙１０）

モニタリングの実施とサービス対価の減額等について

1　モニタリングとサービス対価の減額等の基本的考え方

（1）　基本的考え方

受注者から発注者に提供されるサービスが、本契約及び関係図書において規定された各業務の要求水準（以下「所定水準」という。）を常に達成していることを確認（測定及び評価）するため、モニタリングを実施する。

発注者は、モニタリングの結果、受注者の提供するサービスが所定水準に達していないと認められる場合、修復勧告を行い、状況を改善することができない又は受注者が修復勧告に従わない場合は、サービス対価の減額又は契約解除等の措置を行う。

（2）　費用の負担

発注者が実施するモニタリングに係る費用は発注者が負担し、受注者が自ら実施するモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、受注者の負担とする。

（3）　モニタリングの種類と対象業務

<table>
<tr><th>種類</th><th>対象業務</th></tr>
<tr><td>事前モニタリング</td><td>施設整備業務
開業準備業務
維持管理業務
運営業務</td></tr>
<tr><td>完成時モニタリング</td><td>施設整備業務
開業準備業務</td></tr>
<tr><td>月次モニタリング</td><td rowspan="4">維持管理業務
運営業務</td></tr>
<tr><td>四半期モニタリング</td></tr>
<tr><td>年次モニタリング</td></tr>
<tr><td>随時モニタリング</td></tr>
<tr><td>終了時モニタリング</td><td>維持管理業務</td></tr>
</table>

（4）　モニタリングと減額の対象となるサービス

モニタリングと減額の対象となる業務は以下のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">モニタリングの対象となる業務</th><th colspan="2">所定水準未達成時の措置</th></tr>
<tr><th>減額措置</th><th>修復等の手続き</th></tr>
<tr><td>施設整備業務</td><td>事前調査等業務
設計業務
建設業務
工事監理業務</td><td>・施設整備に係るサービス対価の減額は行わない。</td><td>・修復勧告
・契約解除</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>調理設備調達・設置業務
調理備品・事務備品調達業務
食器・食缶等調達業務
事業用地内の既存施設の解体撤去等業務</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>開業準備業務</td><td>開業準備業務</td></tr>
<tr><td>維持管理業務</td><td>建築物保守管理業務
建築設備保守管理業務
調理設備保守管理業務
外構・植栽維持管理業務
清掃業務
警備業務
調理備品・事務備品の保守管理・更新業務
食器・食缶等保守管理・更新業務
配送車両調達・維持管理・更新業務</td><td rowspan="2">・維持管理・運営費のサービス対価を減額する。</td><td rowspan="2">・業務担当者、業務実施企業の変更
・修復勧告
・契約解除</td></tr>
<tr><td>運営業務</td><td>調理等業務
衛生管理業務
洗浄・残滓等処理業務
給食配送・配膳・回収業務</td></tr>
</table>

（5）　モニタリング実施計画書の作成

受注者は、モニタリング実施計画書の案を発注者に提出する。発注者は、受注者と協議し、モニタリング実施計画書を確定する。モニタリング実施計画書には、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載する。

（6）　通知

発注者は、モニタリングの実施後に、その結果を受注者に通知する。

2　モニタリングの方法

（1）　事前モニタリング

発注者は、受注者が提供するサービス業務の実施体制・計画が、所定水準を達成することが可能か、次のとおりモニタリングを実施する。

①　施設整備・開業準備業務

<table>
<tr><th>対象業務</th><th>提出書類</th><th>モニタリング方法</th></tr>
<tr><td>事前調査等業務</td><td rowspan="6">要求水準書で示す書類一式</td><td rowspan="6">・ヒアリング
・書類確認
・現場確認</td></tr>
<tr><td>設計業務</td></tr>
<tr><td>建設業務</td></tr>
<tr><td>工事監理業務</td></tr>
<tr><td>調理設備調達・設置業務</td></tr>
<tr><td>調理備品・事務備品調達業務</td></tr>
</table>

食器・食缶等調達業務		
事業用地内の既存施設の解体撤去等業務		
開業準備業務		

② 維持管理・運営業務

対象業務	提出書類	モニタリング方法
建築物保守管理業務 建築設備保守管理業務 調理設備保守管理業務 外構・植栽維持管理業務 清掃業務 警備業務 調理備品・事務備品の保守管理・更新業務 食器・食缶等保守管理・更新業務 配送車両調達・維持管理・更新業務 調理等業務 衛生管理業務 洗浄・残滓等処理業務 給食配送・配膳・回収業務	要求水準書で示す書類一式	・ヒアリング ・書類確認 ・現場確認

（２）完成時モニタリング

発注者は、本施設の引渡し時に、受注者又は請負人等及び工事監理者立会いのもとで、本施設が所定水準を達成しているか確認する。

① 施設整備・開業準備業務

対象業務	提出書類	モニタリング方法
事前調査等業務	要求水準書で示す書類一式	・ヒアリング ・書類確認 ・現場確認
設計業務		
建設業務		
工事監理業務		
調理設備調達・設置業務		
調理備品・事務備品調達業務		
食器・食缶等調達業務		
事業用地内の既存施設の解体撤去等業務		
開業準備業務		

（３） 維持管理・運営業務期間中のモニタリング

発注者は、本施設の引渡し後、維持管理・運営期間中にわたり、受注者が提供するサービスが所定水準を達成しているか否かを確認する。

① 月次モニタリング

・受注者は、自らの責任により、構成企業、協力企業等が行う各業務の実施状況についてモニタリングする。
・受注者は、モニタリング結果に基づき、毎月業務報告書（月報）を作成し、発注者に提出する。業務報告書に記載されるべき具体的な項目及び内容は、発注者と受注者で協議し決定する。
・発注者は、毎月業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて業務現場への立ち入り検査やヒアリングを行い業務実施状況を確認する。

② 四半期モニタリング

・受注者は、自らの責任により、構成企業、協力企業等が行う各業務の実施状況についてモニタリングする。
・受注者は、モニタリング結果に基づき、業務報告書（四半期報告書）を作成し、発注者に提出する。業務報告書（四半期報告書）に記載されるべき具体的な項目及び内容は、発注者と受注者で協議し決定する。
・発注者は、業務報告書（四半期報告書）を確認するほか、必要に応じて業務現場への立ち入り検査やヒアリングを行い業務実施状況を確認する。

③ 年次モニタリング

・受注者は、自らの責任により、構成企業、協力企業等が行う各業務の実施状況についてモニタリングする。
・受注者は、モニタリング結果に基づき、業務報告書（年報）を作成し、発注者に提出する。業務報告書（年報）に記載されるべき具体的な項目及び内容は、発注者と受注者で協議し決定する。
・発注者は、業務報告書（年報）を確認するほか、必要に応じて業務現場への立ち入り検査やヒアリングを行い業務実施状況の確認をする。

④ 随時モニタリング

・発注者は、必要と認めるときは、本施設等を巡回し各業務の実施状況を確認・評価する。
・発注者は、修復勧告を行った業務について、業務水準の回復の確認を行う。
・発注者は、必要に応じて、学校関係者等の意見を聴取できるものとする。

（4）終了時モニタリング

発注者は、事業期間終了時において、所定水準に示す機能を達成しているか否かのモニタリングを行う。

① モニタリング対象とモニタリング方法

受注者は、事業期間終了に向け、施設、設備、備品等について、必要に応じて改修又は更新を行う。また、事業期間終了後の改修又は更新の必要性について調査し、発注者に

報告するものとする。

発注者は受注者に対し、事業期間終了３月前までに事前に通知を行い、終了時モニタリングを実施する。終了時モニタリングは、要求水準書及びこれに基づく設計図書等をもとに、本施設の機能が所定水準を達成しているか否かについて行う。

② 所定水準未達成の場合の措置

発注者は、モニタリング後、その内容を受注者に通知し、所定水準を達成していないと判断した内容について必要な修復勧告を行う。受注者は、修復勧告に従い必要な改善措置を実施し、所定の期限までに発注者の確認を受ける。

事業期間終了時までに改善されない場合、発注者は受注者に、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用の限度で、支払未了の施設整備費の支払を留保することができる。

３ 維持管理業務及び運営業務の所定水準未達成の場合の措置

（１）修復勧告

モニタリングの結果、所定水準が達成されていない場合は、発注者は受注者に対して修復勧告を行う。また、修復勧告を行っても改善・復旧がなされない場合は、再度修復勧告を行う。

（２）改善計画書の提出

受注者は、発注者からの修復勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、発注者に提出する。発注者は、当該計画により受注者が提供するサービス水準の改善・復旧が可能であると認めた場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たって、発注者は改善計画書の変更を求めることができる。

また、発注者は受注者と協議の上、改善時期又は改善の期限を決定する。

（３）改善・復旧行為の実施及び修復状況の確認

受注者は、発注者の承認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧行為を実施し、発注者に報告する。発注者は、受注者からの改善・復旧の報告を受け、随時モニタリングを実施し、改善・復旧状況を確認する。

改善・復旧の確認ができない場合には、再度修復勧告の手続きを行うものとする。

発注者は、同一の原因に起因する同一事象で２回以上の修復勧告が出された場合は、業務担当者の変更、又は業務実施企業の変更を求めることができる。

また、発注者は、以下の場合、本契約の一部又は全部を解除することができる。

① 同一の原因に起因する同一事象で２回以上の修復勧告が出された場合において、再度の通告をしてもなお期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合

② 受注者が提出した改善計画書について、再度の通告をしてもなお期限までに受注者が実施しない場合

③ 同一の原因に起因する同一事象での修復勧告回数が３回以上となり、改善が不可能と判断

される場合

④本事業の実施に当たって重大な支障があると明白に認められる場合

（4）改善費用の負担

所定水準が達成されない場合は、発注者と受注者は、相互に協力し状況の改善・復旧に努めるものとする。

その後、所定水準が達成されない事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、改善に要した費用は、発注者の責に帰すべき場合は発注者が負担し、その他の場合にあっては受注者が負担する。

4　減額等の対象

モニタリングの結果により減額等の対象となる支払は、維持管理業務及び運営業務のサービス対価である委託料とする。

5　減額等の措置を講じる事態

受注者の責任により、維持管理業務及び運営業務おいて、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル１	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル２	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル３	受注者の責めに帰すべき事由により、指定時間内に給食を提供できなかった場合 受注者の責めに帰すべき事由により、給食を一部提供できなかった場合（献立の一部欠品・数量不足等）
レベル４	受注者の責めに帰すべき事由により、給食を提供できなかった場合（児童生徒等が喫食できなかった場合）

6　減額等の決定過程

（1）　レベル１又はレベル２の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、発注者は、その程度・緊急度等を勘案し、受注者に相当な修復期間を提示する。

（2）　受注者は、発注者の提示する修復期間内にレベル１又はレベル２の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、発注者の提示する修復期間を経過しても改善されないときは、１日につき、レベル１は１ポイント、レベル２は２ポイントのペナルティポイントを付与される。

（3）　受注者は、レベル３又はレベル４の状態に陥ったときは、１ 日につき、次のペナルティポイントを付与される。

影響を受けた児童生徒等の割合	レベル３	レベル４
１％未満	０．５ポイント	１ポイント
１％以上５％未満	１ポイント	２ポイント
５％以上１０％未満	１．５ポイント	３ポイント
１０％以上	２ポイント	４ポイント

上記にかかわらず、食中毒事故の発生の場合のペナルティポイント及びアレルギー対応食の対応の誤りによる重傷者の発生は８ポイントとする。この場合、営業停止期間が伴う場合（当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が２四半期にまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき８ポイントを計上し、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、アレルギー対応食の対応の誤りによる軽症者の発生におけるペナルティポイントは４ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる四半期に、一つの事故につき４ ポイントを計上し、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

なお、当該食中毒事故又はアレルギー対応食対応の誤りが発注者に帰すべき事由又は不可抗力による場合はこの限りでない。

（４）　発注者及び受注者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

（５）所定水準未達成の原因が以下のいずれかの事由にある場合は修復勧告を行わない。

・予め発注者の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず未達成となった場合
・発注者の責めに帰すべき事由により、未達成となった場合
・教職員、児童生徒の責めに帰すべき事由により、未達成となった場合
・不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず未達成となった場合
・第三者の事由（食材納入遅延、回避不可能な交通混雑、受注者に過失のない交通事故など）によって、やむを得ず未達成となった場合

7　委託料のうち変動料金の減額

レベル４については、該当する食数分について変動料金から減額する。

＜算定式１＞

減額分＝変動料金×未提供給食数÷予定給食数

8　委託料総額の減額

（１）　委託料支払期間（各年度の四半期）における累積ペナルティポイントとその場合における減額等の措置は次のとおりである。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
４未満	減額等なし
４以上８未満	１００分の２０の減額
８以上	支払停止

（2）　上表の１００分の２０の減額は、変動料金の減額分があった場合は、これらを合算して減額する。

＜算定式２＞

減額分＝委託料（固定料金＋減額前の変動料金）×１００分の２０
＋算定式１で求められる額

（3）　累積ペナルティポイントが８以上の場合、支払停止とするが、翌四半期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが４未満であれば、翌四半期分の支払時に、当該委託料相当額の１００分の８０を加算して支払う（ただし、レベル４による変動料金の減額分については控除する。)。

＜算定式３＞

翌四半期の加算分＝当該四半期の委託料（固定料金＋減額前の変動料金）×１００分の８０
－ 当該四半期の算定式１で求められる額

（4）　運営業務実施企業の変更

発注者は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに運営業務実施企業の変更を求めることができる。

① 支払停止の措置（累積ペナルティポイントが８以上の場合）が発生した翌四半期に累計ペナルティポイントが４以上の場合

② 運営業務を行う者の責めに帰すべき事由により食中毒、アレルギー対応の誤り等による重大な事故(死者又は重傷者の発生)による場合

（5）　発注者は、上記(４)により運営業務実施企業の変更を行った後に、再度支払停止の措置が発生した場合には、催告を要せず直ちに本契約の解除を行うことができる。

（別紙１１）

解 除 に よ る 買 受 額

１　完成前の解除

（１）　出来形部分（事業用地に現存するものに限る。以下同じ。）が存在する場合、発注者は、当該出来形部分を確認の上、維持管理・運営業務開始予定日から１４年７月が経過する日までの期間を最長とする均等分割払いにより、又は一括払いで、当該出来形部分については出来高に相当する金額で、出来形部分内の備品については時価相当額で買い受けることができるものとする。受注者は、出来形部分内の備品以外の物品は撤去するものとするが、発注者との協議が整った場合には、発注者はかかる物品を、発注者と受注者が別途合意する金額で買取ることができる。また、受注者は、備品の譲渡に当たっては、発注者に対し備品の一覧を記載した備品台帳を提出するものとする。

（２）　発注者が、出来形部分又は備品を均等分割払いにより買い受ける場合には、発注者は、協議の上、受注者と合意した適正な利率による金利を支払うものとする。また受注者は、解除により本契約が終了した日から５４０日を経過したとき又は（４）に準用される第３５条の規定により受注者が負う瑕疵担保責任を発注者が承諾する第三者が引き受けたときは、かかる売買に起因して受注者が取得した債権を発注者が同意する第三者に譲渡し、解散することができるものとする。

（３）　発注者が出来形部分を買い受ける場合、発注者は、当該出来形部分の売買代金と第６１第２項に規定する違約金支払請求債権及び損害賠償請求債権とを対当額により相殺することができるものとする。

（４）　発注者が出来形部分を買い受ける場合、当該出来形部分については、第３５条の規定を準用する。

（５）　上記（１）の規定に拘らず、第６５条の規定に該当すると認められる場合、発注者は、受注者に対し、受注者の費用において事業用地を原状回復するよう請求できる。

（６）　（５）の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の処分を行わないときは、発注者は、受注者に代わって原状回復の処分を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができるものとする。この場合においては、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。

２　完成後の解除

（１）　解除が本施設の引渡し前になされた場合、受注者は速やかに発注者に本施設（但し、備品を含まない。以下、本項において同じ。）を引き渡して所有権を発注者に譲渡するものとし、本施設の引渡し後になされた場合、発注者は本施設の所有権を引き続き保有するものとする。

（２）　（１）の場合には、受注者は、本施設の委託業務を発注者又は発注者の指定する者に引き継ぐものとする。

（３）　受注者の委託業務の実施期間（対価の支払いのない期間に限る。）が四半期に満たない場合には、発注者は、受注者の実施期間に応じて日割りした金額を、当該期間の委託料相当分として受注者に支払うものとする。

（４）　発注者は、解除後も、本施設の施設整備及び開業準備に係るサービス対価を解除前のスケジュールに従って支払うものとする。但し、本施設の引渡し前の解除の場合、本施設が（１）に従い発注者に譲渡された場合にのみ、本施設の施設整備及び開業準備に係るサービス対価を支払うものとする。なお、開業準備業務の完了前の解除の場合、履行済の開業準備業務に相当する金額を開業準備業務の対価として支払うものとし、一時支払い金の減額により調整することとし、割賦料の元本は変更しないものとする。

（５）　発注者は、備品については時価で受注者から買い受けることができるものとする。

（別紙１２）

受注者が付保する保険

受注者は、以下の要件を満たす保険を、受注者の費用負担において付保するものとする。ただし、保険の名称等を含めその詳細については受注者の提案によるものとする。

1　工事期間中の保険

（1）　建設工事保険（類似の機能を有する保険、共済等を含む。）

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補　償　額　：本施設の建設工事費相当額

保 険 期 間　：本施設の着工日から完成確認書が交付される日まで

被 保 険 者　：受注者、下請け業者を含む業務実施者、市

（2）　第三者賠償責任保険（類似の機能を有する保険、共済等を含む。）

保険の対象：工事（既存施設の解体・撤去含む）実施に伴い派生した第三者に与えた法律上の賠償責任を負担することにより被る被害

補償限度額：対人：１名当たり１億円、1 事故当たり１０億円以上

対物：1 事故当たり 1 億円以上

保 険 期 間　：本施設の建設着工日又は既存施設の解体・撤去に着手する日から引渡日まで

被 保 険 者　：受注者、下請け業者を含む業務実施者、市

※　上記以外は受注者の提案による。

（上記以外の想定例）

①　調理設備・機器設置工事保険

②　請負業者賠償責任保険

2　開業準備期間中の保険

（1）　第三者賠償責任保険（類似の機能を有する保険、共済等を含む）

保険の対象：開業準備業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

補償限度額：対人：1 名当たり 1 億円、1 事故当たり１０億円以上

対　　　物：1 事故当たり 1 億円以上

保険期間　：建設期間終了日翌日から維持管理・運営期間の開始日の前日まで

被保険者　：受注者、下請け業者を含む業務実務者、市

３　維持管理・運営期間等における保険

（１）　第三者賠償責任保険（類似の機能を有する保険、共済等を含む。）

保険の対象：開業準備業務、維持管理業務及び運営業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

補償限度額：対人：１名当たり１億円、１事故当たり１０億円以上
対物：１事故当たり１億円以上

保 険 期 間 ：本施設の引渡日の翌日から維持管理・運営期間の満了日まで

被 保 険 者 ：受注者、下請け業者を含む業務実施者、市

※　上記以外は受注者の提案による。

（上記以外の想定例）

① 生産物賠償保険
② 総合賠償責任保険（食中毒、異物混入、アレルギー発症含む）
③ 企業費用利益総合保険
④ 調理設備に係る保険

（２）　火災保険

保険の対象：本施設の火災等による損害

補償限度額：再調達価格相当額

保 険 期 間 ：本施設の引渡日の翌日から維持管理・運営期間の終了日まで

被 保 険 者 ：受注者、下請け業者を含む業務実施者、市